

# 第 10 回石川町農業委員会総会議事録

1 招集年月日 令和 4 年 10 月 19 日(水) 午後 1 時 30 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 31 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(2) 議案第 32 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

出席委員

農業委員 6名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫  
7番 緑川 喜友 8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 11名

11番 根本 浩一 12番 郷 義郎 13番 円谷 和司  
14番 近内 壽夫 15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄  
17番 味原 孝一 18番 南條 博 19番 添田 勉  
20番 小池 力 22番 斎藤 英幸

欠席委員 4番 金沢 和則 5番 芳賀 正幸 6番 緑川 一男

21番 福田 正三

事務局

事務局長

荒木 成輔

事務局次長兼農地管理係長 吉田 慶司

- ・議 長 本日の出席は17名です。定足数に達しておりますので、只今より第10回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、7番 緑川喜友委員 8番 仲田昌勝委員を指名いたします。

---

(1) 議案第31号

- ・議 長 議事に入ります。議案第31号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1から2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

- ・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました味原孝一委員に報告を求めます。

- ・味原孝一委員 農地法第3条第1項番号1許可申請に対する現地調査の報告をいたします。

調査日は令和4年10月9日(日曜日)午前9時00分より行いました。調査担当は農業委員遠藤武重さん、農業委員金沢和則さん、最適化推進委員小池力さん、最適化推進委員味原孝一になります。立会人は譲受人〇〇〇〇の奥さんであります。

申請地は、石川町字〇〇〇〇番、地目畑、面積〇〇〇〇㎡です。石川町役場から直線距離で東に約〇〇〇〇kmで、北須川の〇〇〇〇の西側に位置しています。申請地は譲渡人がどうしても処分したいとのことなので、譲受人が無償で譲り受けることとなり、今回の申請となりました。申請地は、現在も畑として耕作しております。

以上、現地調査の結果、当案件につきましては問題ないものと考えますので、皆様方のご審議よろしく申し上げます。

- ・議 長 只今報告ありました農地法第3条第1項番号1の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第31号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・仲田昌勝委員 農地法第3条第1項番号2許可申請に対する現地調査の報告をいたします。令和4年10月11日（火曜日）午前9時30分から譲受人〇〇〇〇さん、譲渡人〇〇〇〇さん、最適化推進委員齋藤英幸さん、南條博さんに立会を頂き農業委員仲野昌勝を含めた5人で現地確認を実施いたしました。

当該地は大字〇〇〇〇番、地目田、地積〇〇〇〇㎡、大字〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目田、地積〇〇〇〇㎡、大字〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目畑、地積〇〇〇〇㎡でいわき石川街道〇〇〇〇地内の場所です。

譲渡人住所は、西白河郡〇〇〇〇番地〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業無職。譲受人住所は、大字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業会社役員兼農業です。移転事由は売買による所有権移転です。

移転事由としては、譲渡人は居住地から遠く耕作困難なことから、譲受人の居住地から近く管理容易であり、水稻や野菜栽培地として利用管理していくという事で売買となりました。

以上、調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしく願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

・議 長 異議のないものと認め、議案第31号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

---

## （2）議案第32号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対す

る意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

・ 事務局長

(議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが事業計画者は、一般住宅建築を目的に今回の申請に至っております。なお、申請地は第二種農地です。

・ 議長

農地法第5条第1項番号1を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

・ 仲田昌勝委員

農地法第5条第1項番号1の農地転用許可申請の現地確認の結果を報告いたします。

令和4年10月11日午前9時から、申請地で代理人〇〇〇〇氏、農業委員会荒木事務局長、吉田事務局次長、会田主査、斎藤英幸推進委員、南條博推進委員、農業委員仲田昌勝を含めた7人で現地調査を行いました。

申請地は大字〇〇〇〇地内の坂路公会堂から北へ〇〇〇〇mの土地で、大字〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目畑、地積〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。

被設定人住所は石川町大字〇〇〇〇番地の〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業地方公務員です。設定人住所は、大字〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇、職業自営業です。一般住宅建築に伴う使用貸借権設定としての許可申請です。

申請理由として被設定人は、現在石川町〇〇〇〇の共同住宅で妻、子の3人で生活をしておりますが、子どもの成長に伴い手狭となり、かねてより妻の実家近くに自己の住宅建築をしたいと考えており、義父からも快く承諾を得ることができ今回の申請となりました。

土砂流出防止のため、敷地内には敷砂利を施し、工事の際にできる法面には法面保護工を行います。汚水については合併浄化槽を設置し、処理後に既存側溝へ排出します。また、境界標により境界を明確にし、集団農地の蚕食又は分断、日照被害等の支障を及ぼすことはありません。

以上、調査した結果この案件は問題ないと思われまますので、皆様の審議よろしく願いいたします。

・ 議長

只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・ 議長

異議のないものと認め、議案第32号 農地法第5条第1項番号1につ

いて承認するものと決定いたします。

---

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議  
を閉じます。 午後1時45分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和4年10月19日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 \_\_\_\_\_

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 7番

\_\_\_\_\_ 8番